



外来生物に係る許認可や個体識別の情報を管理し、外来生物法に基づく業務を適切かつ効率的に運用します。

1. 事業目的

- ① 外来生物法に基づく許認可業務を適切かつ効率的に執行する。
- ② 個体識別情報等、外来生物に係る情報を蓄積し、外来生物による被害防止や効率的な防除を推進する。
- ③ 更改に併せ、最新の状況を踏まえた新システム的设计・開発を実施する。（令和3年度）

2. 事業内容

平成17年に施行された外来生物法に基づき、環境省は、特定外来生物の飼養等に係る許認可や譲渡個体の追跡、個体識別情報の管理等を行っている。これらの膨大な情報を適切に処理するため、平成17年から外来生物飼養等情報データベースシステム（外来DBS）の運用を開始し、本事業において下記の業務を行う。令和3年度は大規模更改を実施する。

- 外来DBSの運用・保守（各年）
- 外来生物に係る最新の状況を踏まえた新システム的设计・開発（R3）
 - ・特定外来生物の指定数の増加への対応
 - ・外来生物をとりまく状況の変化への対応
 - ・政府情報システムをとりまく状況の変化への対応

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成17年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ

外来生物法・外来種対策

